

国土交通省中部運輸局からの業務停止命令の行政処分について

2016年6月14日

コスモ石油販売株式会社 東中部カンパニー

弊社の運営するサービスステーション（以下、SS）において、道路運送車両法の違反を行い、6月8日に国土交通省中部運輸局から自動車整備事業者の行政処分を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けする事態を招いたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今後の対応については誠意と責任をもって行ってまいります。本件につきまして、二度とこのような事が発生しないよう、再発防止策を徹底していく所存でございます。また、本件については連絡体制の不備により、公表が遅くなりましたことをあわせてお詫び申し上げます。

1. 行政処分を受けた SS

セルフ竜宮インターSS

セルフ安城住吉 SS

2. 違反行為の概要

整備・検査すべき箇所を一部実施することなく、保安基準適合証を交付したこと等により、国土交通省中部運輸局から行政処分を受けました。

3. 当社の対応

本処分内容を真摯に受け止め、本行政処分の内容を店頭にて掲示するとともに、当社ホームページにおいても開示いたします。

また、国土交通省中部運輸局に対しましては、2016年8月2日(安城住吉)、同年8月17日(竜宮)までに、それぞれ再発防止に係る具体策を提出する予定です。

4. 再発防止について

検査員および整備士に対する再教育を行うとともに、内部監査を今以上に強化することで、再発防止に努めてまいります。

今回の違反行為に伴って行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、今後は更なる教育の徹底と再発防止に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

コスモ石油販売株式会社 東中部カンパニー

今富(管理部)・松田(SS部) 電話 052-776-3783 FAX 052-776-3746